

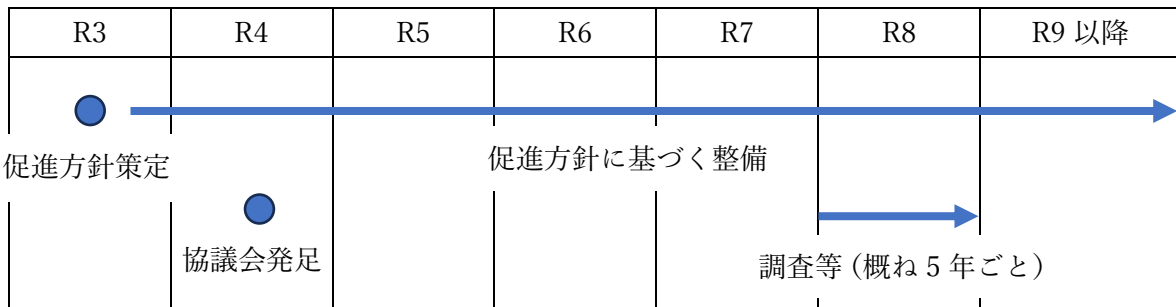
令和8年1月26日  
 新宿区移動等円滑化促進方針推進協議会  
 新宿区都市計画部都市計画課

## 移動等円滑化促進方針に基づく整備状況の確認について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、移動等円滑化促進方針（以下、「促進方針」という）を策定した場合、概ね5年毎に、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施状況についての調査・分析及び評価を行うよう努めることとなっています。

新宿区においては、令和3年度に促進方針を策定しており、今後の促進方針に関する検討やバリアフリー整備事業の促進の参考に資することを目的とし、令和8年度に移動等円滑化促進地区における取組の状況についての調査・分析及び評価を行います。

### 1. 促進方針策定後の流れ



### 2. 促進方針に関する調査等の実施概要について

- ① 促進方針に基づくバリアフリー整備の実施状況の確認（現地での確認含む）
- ② 整備状況への評価及び促進方針への提案
- ③ 協議会にて調査等結果の報告